

定期預金共通規定

1. 規定の適用範囲

本規定は、各定期預金に共通して適用する事項を規定します。
本規定が適用となる定期預金は、当該定期預金規定にその旨の表記をします。

2. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1)通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
なお、通帳、証書の再発行については当行所定の手数料をご負担いただきます。

3. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合に、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)(2)と同様に届出てください。
- (4)前(1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5)前(1)～(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な元金金の支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

5. 盗難通帳、証書による元金金の支払い

- (1)預金者が個人の場合であって、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な元金金の支払い（以下、本条において「当該元金金の支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して後記(2)の金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - ③当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2)当行は、当該元金金の支払いが預金者の故意による場合を除き、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた元金金の支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該元金金の支払いが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前(2)の規定は、前(1)にかかる当行への通知が、通帳、証書が盗取された日（通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な元金金の支払いが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)前(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該元金金の支払いが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該元金金の支払いが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - C 預金者が、当行に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ②通帳、証書の盗取が、戦争、暴動、天災等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5)預金者が、当該元金金の支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還

を受けた場合は、その受けた限度において、前(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。

- (6)当行が前(1)の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる元金金支払請求権は消滅します。
- (7)当行が前(1)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、証書により不正な元金金の支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

6. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1)この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかるといえる権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着した到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したとみなします。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前(1)により相殺する場合の手続きについては次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定し、通帳または証書、印章を持参のうえ、当店で直ちに申し出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用します。ただし、変動金利定期預金の場合で、利率の変更の際に店頭利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ②中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。
 - ③借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについても当行の定めによるものとします。
- (4)前(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、後記11.(2)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記11.(2)の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. 取引の制限等

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3)当行からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のお

それがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (4)前(1)～(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

11.解約等

- (1)次の①～⑦の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が前記6.(1)に違反した場合
- ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および前記10.(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥前記10.(1)～(3)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦前①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (2)次の①、②A～Fまたは③A～Eの一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する際の利息は、各定期預金の規定の定めによるものとします。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A暴力団
 - B暴力団員
 - C暴力団準構成員
 - D暴力団関係企業
 - E総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - Fその他前A～Eに準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A暴力的な要求行為
 - B法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務妨害する行為
 - Eその他前A～Dに準ずる行為

12.規定の変更

- (1)この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前(1)の変更は、前(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上
2020年4月1日現在